

衆議院 安全保障委員會 議 録 第 五 号

平成三十一年三月二十八日(木曜日) 午後一時開議

出席委員

- 委員長 岸 信夫君
- 理事 大岡 敏孝君 理事 武田 良太君
- 理事 中谷 真一君 理事 宮澤 博行君
- 理事 山本ともひろ君 理事 本多 平直君
- 理事 渡辺 周君 理事 濱地 雅一君
- 理事 江渡 聡徳君 理事 小田原 潔君
- 小野寺五典君 大西 宏幸君
- 大野敬太郎君 金子 俊平君
- 北村 誠吾君 熊田 裕通君
- 高村 正大君 鈴木 貴子君
- 浜田 靖一君 御法川信英君
- 和田 義明君 青柳陽一郎君
- 川内 博史君 篠原 豪君
- 前原 誠司君 佐藤 茂樹君
- 赤嶺 政賢君 重徳 和彦君
- 照屋 寛徳君 長島 昭久君

- 外務大臣 河野 太郎君
- 防衛大臣 岩屋 毅君
- 経済産業副大臣 関 芳弘君
- 防衛大臣政務官 鈴木 貴子君
- 政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山内 智生君
- 政府参考人 (内閣府国際平和協力本部事務局長) 岩井 文男君
- 政府参考人 (総務省総合通信基盤局電波部長) 田原 康生君
- 政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 田村 政美君
- 政府参考人 (外務省北米局長) 鈴木 量博君

- 政府参考人 (外務省中東アフリカ局長) 岡 浩君
- 政府参考人 (外務省国際法局長) 三上 正裕君
- 政府参考人 (外務省領事局長) 垂 秀夫君
- 政府参考人 (厚生労働省大臣官房総括審議官) 土生 栄二君
- 政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君
- 政府参考人 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長) 飯田 陽一君
- 政府参考人 (国土交通省水管理・国土保全局長) 林 俊行君
- 政府参考人 (国土交通省航空局航空ネットワーク部長) 久保田雅晴君
- 政府参考人 (国土交通省航空局安全部長) 高野 滋君
- 政府参考人 (海上保安庁警備救難部長) 星 澄男君
- 政府参考人 (防衛省大臣官房衛生監) 田原 克志君
- 政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 宮崎 祥一君
- 政府参考人 (防衛省防衛政策局長) 植道 明宏君
- 政府参考人 (防衛省整備計画局長) 鈴木 敦夫君
- 政府参考人 (防衛省人事教育局長) 岡 真臣君
- 政府参考人 (防衛省地方協力局長) 中村 吉利君
- 政府参考人 (防衛省統合幕僚監部総括官) 齋藤 雅一君
- 政府参考人 (防衛装備庁長官) 深山 延暁君

安全保障委員会専門員 奥 克彦君

委員の異動

- 三月二十八日
- 高村 正大君 補欠選任
- 高村 正大君 補欠選任
- 御法川信英君 補欠選任
- 川内 博史君 補欠選任
- 金子 俊平君 高村 正大君
- 御法川信英君 浜田 靖一君
- 川内 博史君 青柳陽一郎君

三月二十六日

緊急出動のある自衛官の官舎の改善に関する請願(大西宏幸君紹介)(第四四二号)

同(神谷昇君紹介)(第四四三号)

同(中谷真一君紹介)(第四四四号)

は本委員会に付託された。

三月十三日

沖縄県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設の停止を求めることに関する陳情書(鳥取市東町二の二二一 駒井重忠)(第七〇号)

辺野古新基地建設の中止と国民的議論の推進及び沖縄県民の民意の尊重を求めることに関する陳情書(那覇市松尾二の二二六の六 天方徹)(第七一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国の安全保障に関する件

○岸委員長 これより会議を開きます。

国の安全保障に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣府国際平和協力本部事務局長岩井文男君、総務省総合通信基盤局電波部長田原康生君、外務省大臣官房参事官田村政美君、外務省北米局長鈴木量博君、外務省中東アフリカ局長岡浩君、外務省国際法局長三上正裕君、外務省領事局長垂秀夫君、厚生労働省大臣官房総括審議官土生栄二君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長飯田陽一君、国土交通省水管理・国土保全局長林俊行君、国土交通省航空局航空ネットワーク部長久保田雅晴君、国土交通省航空局安全部長高野滋君、海上保安庁警備救難部長星澄男君、防衛省大臣官房衛生監田原克志君、防衛省大臣官房審議官宮崎祥一君、防衛省防衛政策局長植道明宏君、防衛省整備計画局長鈴木敦夫君、防衛省人事教育局長岡真臣君、防衛省地方協力局長中村吉利君、防衛省統合幕僚監部総括官齋藤雅一君、防衛装備庁長官深山延暁君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岸委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岸委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大西宏幸君。

○大西(宏)委員 どうも失礼いたします。自由民

ひび割れ、こういったものを補修いたしまして、予算額は十一億一千二百万円ということになります。

また、二十八年以降、いわゆる十九事案についても実施をしているところがございます。例えば、教育施設ですとか工場等の補修工事、さらには、格納庫についての改修というようなことを実施をしているところがございます。

○赤嶺委員 その十九施設について、当初予算には全く計上されていなかったんですが、思いやり予算ですが、どうやって十九施設の補修事業を繰り出したんですか。

○岸委員長 中村局長、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

こちらの予算につきましては、予算編成時における見積りには含まれておりません。これは、予算要求までに補修内容に係る日米協議が調わなかったものでございます。

実施の段階におきまして、当初計画の必要な見直しですとか具体的な事業箇所を確定し、さらに、財政法に基づきまして支出負担行為実施計画の手術を行った上で、既存の歳出予算の範囲内で予算措置をしているところがございます。

○赤嶺委員 終わりますけれども、当初予算には全く見えないようにして予算の流れが全くわからないような形にして、思いやり予算を使って普天間基地の補修工事を使い続ける。それが普天間基地の固定化強化につながっている。負担の軽減とは全く逆のことを政府はやっているということをおし上げて、質問を終わります。

○重徳委員 社会保障を立て直す国民会議の重徳和彦です。

またしても、日本最南端の沖ノ鳥島の排他的経済水域EEZで、二十三日、二十三日です。五日前の午後零時半ごろ、中国の海洋調査船が活動していたということであり、この事案の事実関係と最近の累次の事例について

て御答弁願います。

○星政府参考人 お答えいたします。

本年三月二十三日から二十五日までの間、沖ノ鳥島周辺の我が国排他的経済水域において、海上保安庁の巡視船及び航空機により、中国海洋調査船「嘉庚」が観測機器のようなものを繰り返し海中に投入している状況を確認しております。

このほか、中国海洋調査船による沖ノ鳥島周辺海域における我が国の同意を得ない調査活動につきましては、平成二十五年七月に二件、平成二十八年三月及び十月にそれぞれ一件確認をしております。

なお、平成三十年十二月には、中国海洋調査船「向陽紅〇二」が同海域で航行していることを確認しており、その後の報道において、中国側から海洋調査を行った旨の発言があったと承知しております。

これらの活動に対し、海上保安庁では、関係機関と連携しつつ、巡視船などによる監視や中止要求などを行っております。

○重徳委員 中止要求してもなかなか退去しないというのが現実ですよ。そして、毎回お決まりのようなんですけれども、外務省は外交ルートを通じて中国側に申し入れたということであり、すけれども、毎回こういう申入れを行っている、だけれどもまた発生するという関係が続いておりますよ。

今までのところ、こういった外交上の対応、努力の成果というものをどのように見ておられるのでしょうか、外務省。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

本件中国海洋調査船をめぐる海上保安庁からの情報を受け、直ちに外交ルートを通じて中国側に対して、日本側は本件海洋の科学的調査に同意しない旨明確にした上で、当該調査を即刻中止するべき旨の抗議を繰り返し行っているところでございます。

○重徳委員 それをやっておりますか。やっているとわかっているんですけれども、それでど

うなのかということを知りたいんです。

○田村政府参考人 外交上のやりとりであり、詳細は差し控えたいと思いますが、中国からは、独自の立場に基づく主張がございます。中国からは、独自の立場に基づき主張がございます。中国からは、独自の立場に基き、そのような機会にも、中国側に対しては、本件海洋の科学的調査に同意しない旨明確にして、即時中止を求めているところでございます。

○重徳委員 独自の立場ということですか。外交だから差し控えるというの、差し控えるべき案件もあるかもしれませんが、これはもう表でやっていると語だというふうな事実上思っているんですけれども。

それで、具体的には要するに、沖ノ鳥島というのは、中国の主張は岩だということですよ。日本は、歴史上、領土であり、かつ島である、したがって排他的経済水域を設定し得るものだと主張している。主張というか、そういうものだと我が々の立場なんですけれども、国際法上、島と岩というのは何で線が引かれるんですか。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。

国連海洋法条約上、島とは、第二百一十一条一項において、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」と定義されております。

岩に関しては、そのような定義は特に置かれておりません。

○重徳委員 満潮時にも水面上にあればこれは島だというのが、これは国際法上そうなっているんですか。日本の立場ということなんですよ。

だとすると、それと違う主張というのは国際法上違うということになるわけなんですけれども、もう少し具体的にお願います。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。

国際法上、すなわち国連海洋法条約上です。今委員がおっしゃったように、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」と定義されておまして、沖ノ

鳥島に関しては、これに当てはまるものとして鳥島として地位が確立しているというのが我々の立場でございます。

○重徳委員 そうすると、中国のその独自の立場というのはどのようなものなんですか。お答えください。

○三上政府参考人 外交上の今回のやりとりにつきましては、先ほど申し上げたように控えさせていただきます。一般的に中国は沖ノ鳥島に関して、日本の先ほど申し上げたような、これは島としての地位が確立しているということに同意していないと承知しております。

○重徳委員 非常に奥歯に物が挟まったような言い方で非常にわかりにくいんですが、何にしても、中国はこれを島ではないということも言っているということなんですけれども、日本は日本で、これは国際法に於いて、対中国はもちろんです、国際法に於いて日本の立場というものを広く理解してもらい必要も当然一方であるというふうな思っています。

このための努力の一環と捉えておられますが、二〇一〇年、平成二十二年施行の低潮線保全法というのが出て、海洋資源の開発利用、海洋調査の活動拠点となる港湾施設を整備するといったようなことが目的かと理解しておりますが、その法律に基づいて沖ノ鳥島も特定離島に指定されて、これまでさまざまな取組をされているということだと思っておりますが、その取組の内容について、主に国交省の方から御答弁を願います。

いろいろ他の所管にまたがる部分もあるかもしれませんが、差し支えない範囲で幅広く御答弁いただければお願います。

○林政府参考人 お答えをいたします。

我が国最南端の島であります沖ノ鳥島につきましては、日本の国土面積を上回る約四十万平方キロメートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島でありますことから、国土交通省におきましても、委員御指摘の低潮線保全法に基づきまして

さまざま取組を行っております。

具体的には、排他的経済水域の基礎となります。低潮線を保全をいたしますために、船舶等による定期的な監視や衛星画像による調査を行いますとともに、委員御指摘の、周辺海域におけます我が国の経済活動の拠点といたしまして、港湾の施設の整備に取り組んでおるところでございます。

また、そのほかにも沖ノ鳥島につきましては、島自体を保全いたしますために、海岸法に基づきまして、職員による状況確認でございますとか、護岸等の保全工事、あるいは観測拠点施設の更新などを行っております。

これらの取組を通じまして、引き続き沖ノ鳥島の保全に万全を尽くしてまいりたいと思っております。

○重徳委員 経済活動の拠点を形成するという点と、そして、島そのものの保全という点などについて、島を中心に取り組んでおられるということですが、先ほどから外務省の方からほとんどまともな答弁が出てこないんですけれども、国際法上、あるいは国際法上の解釈の違いとか、国際法上の違い、言葉遣いは正確じゃないかもしれませんが、中国と日本との間でそのあたりでの違いがあるんだとして、日本の今の低潮線保全法に基づく取組というのが、日本の立場を補強する、強化することによって役に立っているのでしょうか。

中国としての、先ほどからおっしゃる独自の立場ということにどのように向き合っていくのかということをお考えいただきたいと思っております。

○三上政府参考人 政府としては、沖ノ鳥島は、国際法上の排他的経済水域及び大陸棚を有する島であるという認識であります。

そして、国連海洋法条約上、領海、排他的経済水域及び大陸棚の幅と申しますのは、一般的に

は、低潮線からの距離を測定することとなっております。

したがって、先ほど国土交通省の方から御紹介のありました取組を通じて沖ノ鳥島の低潮線の維持等を保全することは、我が国の排他的経済水域等を保全することにつながるものであると考えております。

○重徳委員 少し踏み込みますけれども、今、国土交通省からの御答弁でも、島そのものの保全という点に、経済活動の拠点といういわば機能ですよね、機能を強化するというような御答弁がありました。この点は、国際社会において我が国の立場を強化するものになるでしょうか。

○三上政府参考人 我が国といたしましては、中国の主張とは無関係に、沖ノ鳥島の島としての地位というのは既に確立したものであるというふうに考えておりますので、先ほどの取組、低潮線保全等の取組につきましては、中国等、沖ノ鳥島が岩であるという主張を念頭に、沖ノ鳥島が岩ではなくて島であることを法的に主張するというのを目的にやっていると聞いてはならないというふうに考えております。

○重徳委員 参考までにお聞きしますけれども、別に中国の主張を相手にする必要はない、これはこれで一つのやり方、言い方なのかもしれませんが、けれども、参考までに、中国以外の諸国は、このことについてきちっと日本の立場を理解していると考えてよろしいですか、アメリカとか。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。

私の承知しているところ、日本の島、沖ノ鳥島が島であるという立場について中国と同様の異議を唱えているのは、韓国と承知しております。

そのほかの国については、我々の立場をしっかりと説明しているところがございます。

○重徳委員 何か元気のいい答弁が続いておりますので、次の話題に移りたいと思っております。

私、前回の委員会、あるいは本会議でも指摘をしておりました日本の防衛産業について質問させていただきたいと思っております。

資料を用意しておりますが、二枚目に、つい最近の朝日新聞の記事で特集が二日連続で続いたんですけれども、その二日目の「瀬戸際の防衛産業」という記事であります。

この記事によりますと、先月、二月二十二日に、「都内の日本航空宇宙工業会に、三菱重工や川崎重工、スバルなど日本の防衛大手十社の幹部が顔をそろえた。日本政府が導入をめざす次世代戦闘機の受注に向け、開発スキーム(枠組み)を話し合う内輪の研究会だった。」ということでありまして、それから、「十社は次世代戦闘機の開発に特化した新会社を共同出資で設立する検討を進めることになった。各社に散らばっている人材や技術をひとまとめにすることで、欧米企業との受注競争を有利に進めるねらいがある。」というように承知しております。これは事実ですか。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。

日本航空宇宙工業会及び会員企業十社が参加して将来戦闘機の開発への取組に関する研究会が立ち上げられ、本年二月二十二日を含め、これまで研究会が五回開催され、企業間連携の強化に関して議論がされたことについて承知をいたしております。

○重徳委員 この記事で、私も先般から質問させていただいておりますけれども、「新会社を共同出資で設立する検討を進める」というふうに書かれているんですけども、この点についてこれまで、大臣それから深山長官もこういった企業の再編については、「各社の経営判断によるものである」とか、「こういうふうには統合しるみたいなこと」というのを我々が一義的に申し上げるのは難しい点もあります」とか、大臣も、「まずは防衛関連産業間で再編を含めてしっかりと意見交換していただくことが重要だ」、このように述べられておりますけれども、実際どうやって意見交換されているわけですか、ここにもっとかかわっていくということではないかということをお答えいただきたいんですけれども。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の報道にあるような、防衛産業の再編や次世代戦闘機に向けた新会社の設立といった個々の企業の組織のあり方は、あくまでも各社の独自の経営判断によるものであると考えております。

その上で申し上げます、戦闘機については、我が国の防衛産業は、機体の部位、リーダー等の構成品、エンジンのそれぞれについて各社の得意分野があり、また、将来戦闘機について我が国主導の開発に早期に着手するとしている状況の中で、こうした企業がより効率的な開発、生産の体制を構築していくことは、防衛産業が置かれている厳しい状況を踏まえれば、前向きな取組として歓迎すべきものであると考えております。

我々としたしましては、従来から防衛産業を取り巻く現状の把握と適時適切な対応に努めているところでありまして、引き続き、防衛関連産業と緊密に意見交換を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。

○重徳委員 防衛省の立場については先般お聞きをしておりますので、今おっしゃったような感じをしておりますので、今おっしゃったような感じをみると経済産業省が登場するんですよ。航空機武器宇宙産業課長さんが「防衛産業の効率化を進めるべきだと訴えた」というような話も載っております。

考えてみれば、防衛装備品の調達ということについては、もちろん、防衛省が重立ったという唯一のプレーヤーなんですけれども、ただ、これを国内産業の技術力、基盤整備の強化という観点から関心をもっともつと持たなきゃいけないのは、経済産業省だということに思います。

次期中期防衛にも再編や統合ということの必要性が初めて明記された、こういう状況にあつて、経済産業省として、今までもずっとだらだらと、何かじり貧じゃないか、本当に苦境に立たされている各企業を目の前にしながら、何かほっておいてきたようなそんなような印象があるんですけれども、もともとと経産省が危機感を持たなければ

ならないと思っております。